

令和7年度 第7回教育本部理事会

令和7年(2025年)5月29日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>534 公認スキーボード指導者検定規程</p> <p>(公認スキーボード指導者検定の種類)</p> <p>第1条 公認スキーボード指導者検定は、次の各号に掲げる2種類とする。</p> <p>(1) スキーボード指導員検定</p> <p>(2) スキーボード準指導員検定</p> <p>(年度)</p> <p>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>I スキーボード指導員検定</p> <p>(スキーボード指導員検定)</p> <p>第3条 スキーボード指導員検定(以下「指導員検定会」という。)について、次のとおり定める。</p> <p>(実施)</p> <p>第4条 指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周知)</p> <p>第5条 指導員検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(責任者・検定員)</p> <p>第6条 指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>(2) 主任検定員は、スキーボードA級検定員資格が有効な本連盟のスキーボード専門委員の中から選任し、本連盟教育本部部長が委嘱した者</p> <p>(3) 検定員は、スキーボードA級検定員資格が有効な本連盟のスキーボード専門委員・スキーボード技術員・ナショナルスキーボードデモンストレーター及びSAJスキーボードデモンストレーターの中から選任し、本連盟教育本部部長が委嘱した者</p> <p>(4) 検定員は、スキーボードA級検定員3名以上で構成する</p> <p>(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める</p> <p>(会期)</p> <p>第7条 指導員検定会の会期は、3日間を原則とし、同期日に行う。諸事情により、会期を変更することができる。</p> <p>(会場・回数)</p> <p>第8条 指導員検定会の会場は、3会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。同一年度内の受検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。</p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第9条 指導員検定会は、スキーボードの実技テスト及び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</p>	<p>534 公認スキーボード指導者検定規程</p> <p>(公認スキーボード指導者検定の種類)</p> <p>第1条 公認スキーボード指導者検定は、次の各号に掲げる2種類とする。</p> <p>(1) スキーボード指導員検定</p> <p>(2) スキーボード準指導員検定</p> <p>(年度)</p> <p>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>I スキーボード指導員検定</p> <p>(スキーボード指導員検定)</p> <p>第3条 スキーボード指導員検定(以下「指導員検定会」という。)について、次のとおり定める。</p> <p>(実施)</p> <p>第4条 指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周知)</p> <p>第5条 指導員検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(責任者・検定員)</p> <p>第6条 指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>(2) 主任検定員は、スキーボードA級検定員資格が有効な本連盟のスキーボード専門委員の中から選任し、本連盟教育本部部長が委嘱した者</p> <p>(3) 検定員は、スキーボードA級検定員資格が有効な本連盟のスキーボード専門委員・スキーボード技術員・ナショナルスキーボードデモンストレーター及びSAJスキーボードデモンストレーターの中から選任し、本連盟教育本部部長が委嘱した者</p> <p>(4) 検定員は、スキーボードA級検定員3名以上で構成する</p> <p>(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める</p> <p>(会期)</p> <p>第7条 指導員検定会の会期は、3日間を原則とし、同期日に行う。諸事情により、会期を変更することができる。</p> <p>(会場・回数)</p> <p>第8条 指導員検定会の会場は、3会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。同一年度内の受検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。</p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第9条 指導員検定会は、スキーボードの実技テスト及び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</p>	

<p>(受検資格)</p> <p>第10条 指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) 受検する年度の4月1日時点で21歳以上</p> <p>(2) 受検する年度の3年度前までに、スノーボード準指導員を取得し、資格が有効な者又は、功労スノーボード準指導員</p> <p>(3) 加盟団体が主催するスノーボード指導者養成講習カリキュラム(以下「養成講習」という。)を指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書又は所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は<u>翌年度まで</u>とする。養成講習の内容は別に定める</p> <p>(特別推薦による受検)</p> <p>第11条 以下の者は、前条第1項第2号に記載の資格を有していなくても、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、検定を受検することができる。</p> <p>(1) オリンピックに1回以上出場した者</p> <p>(2) 以下の競技会において、下記の成績を3回以上収めた者</p> <p>①全日本スキー選手権大会 6位以内</p> <p>②全日本スノーボード技術選手権大会 男子アルペンスタイル部門 3位以内 女子アルペンスタイル部門 3位以内 男子フリースタイル部門 6位以内 女子フリースタイル部門 6位以内</p> <p>③F I S公認大会 6位以内</p> <p>2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に出場大会名、種目、順位を付記し、その証拠書類を添付して、所属加盟団体経由で、本連盟に提出する。</p> <p>(2) 本連盟への提出期限は、受検する年度の10月31日(土日祝日の場合は前営業日)とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定める。</p> <p>3 特別推薦により受検資格が認定された者は、当該年度のスノーボード指導員検定会の受検手続きを行い、検定を受検することができる。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第12条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告及び発表)</p> <p>第13条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第14条 日本スノーボード協会のスノーボード指導者が、本連盟のスノーボード指導員資格を希望する場合は、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部<u>理事会</u>の承認を得て手続後、スノーボード指導員の資格を取得することができる。日本スノーボード協会(J S B A)の公認資格についてはA級インストラクターとする。</p> <p>2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に既得資格のライセンス証(写)を添付して、所属加盟団体経</p>	<p>(受検資格)</p> <p>第10条 指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) 受検する年度の4月1日時点で21歳以上</p> <p>(2) 受検する年度の3年度前までに、スノーボード準指導員を取得し、資格が有効な者又は、功労スノーボード準指導員</p> <p>(3) 加盟団体が主催するスノーボード指導者養成講習カリキュラム(以下「養成講習」という。)を指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書又は所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は<u>3か年</u>とする。養成講習の内容は別に定める</p> <p>(特別推薦による受検)</p> <p>第11条 以下の者は、前条第1項第2号に記載の資格を有していなくても、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、検定を受検することができる。</p> <p>(1) オリンピックに1回以上出場した者</p> <p>(2) 以下の競技会において、下記の成績を3回以上収めた者</p> <p>①全日本スキー選手権大会 6位以内</p> <p>②全日本スノーボード技術選手権大会 男子アルペンスタイル部門 3位以内 女子アルペンスタイル部門 3位以内 男子フリースタイル部門 6位以内 女子フリースタイル部門 6位以内</p> <p>③F I S公認大会 6位以内</p> <p>2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に出場大会名、種目、順位を付記し、その証拠書類を添付して、所属加盟団体経由で、本連盟に提出する。</p> <p>(2) 本連盟への提出期限は、受検する年度の10月31日(土日祝日の場合は前営業日)とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定める。</p> <p>3 特別推薦により受検資格が認定された者は、当該年度のスノーボード指導員検定会の受検手続きを行い、検定を受検することができる。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第12条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果報告及び発表)</p> <p>第13条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第14条 日本スノーボード協会のスノーボード指導者が、本連盟のスノーボード指導員資格を希望する場合は、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部<u>長</u>の承認を得て手続後、スノーボード指導員の資格を取得することができる。日本スノーボード協会(J S B A)の公認資格についてはA級インストラクターとし、<u>資格の状態は有効でなければならない</u>。</p> <p>2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に既得資格のライセンス証(写)を添付して、所属加盟団体経</p>	<p>スキーと同様に変更</p> <p>教育本部理事会承認を教育本部長承認とした。</p> <p>資格は有効でなければならないことの明確化</p>
--	--	---

<p>由で、本連盟に提出する。</p> <p>(2) 本連盟への当該年度の最終提出期限は、3月31日(土日祝日の場合は前営業日)とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定める。</p> <p>II スノーボード準指導員検定</p> <p>(スノーボード準指導員検定)</p> <p>第15条 スノーボード準指導員検定(以下「準指導員検定会」という。)について、次のとおり定める。</p> <p>(実施)</p> <p>第16条 準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。</p> <p>2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。</p> <p>(申請)</p> <p>第17条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、10月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>(周知)</p> <p>第18条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</p> <p>(責任者・検定員)</p> <p>第19条 準指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>(2) 主任検定員は、スノーボードA級検定員資格が有効な本連盟教育本部専門委員・スノーボード技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>(3) 検定員は、次の要件を満たす3名以上で構成し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>①スノーボードA級検定員又はスノーボードB級検定員資格が有効な者</p> <p>②スノーボードA級検定員1名以上、本連盟教育本部専門委員・スノーボード技術員1名以上を含める</p> <p>(実施回数、会期)</p> <p>第20条 準指導員検定会は、同一年度内において、実技テストと理論テストを1回ずつ実施することを原則とし、受検者数の多いときは回数を増やすことができる。</p> <p>2 同一年度内の受検は、各加盟団体での合同開催又は他の加盟団体へ委託の場合も含めて、1回限りとする。</p> <p>3 会期は、2日間を原則とし、諸事情により変更することができる。</p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第21条 準指導員検定会は、スノーボードの実技テスト及び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第22条 準指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟登録会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p>	<p>由で、本連盟に提出する。</p> <p>(2) 本連盟への当該年度の最終提出期限は、3月31日(土日祝日の場合は前営業日)とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定める。</p> <p>II スノーボード準指導員検定</p> <p>(スノーボード準指導員検定)</p> <p>第15条 スノーボード準指導員検定(以下「準指導員検定会」という。)について、次のとおり定める。</p> <p>(実施)</p> <p>第16条 準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。</p> <p>2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。</p> <p>(申請)</p> <p>第17条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、10月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>(周知)</p> <p>第18条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</p> <p>(責任者・検定員)</p> <p>第19条 準指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>(2) 主任検定員は、スノーボードA級検定員資格が有効な本連盟教育本部専門委員・スノーボード技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>(3) 検定員は、次の要件を満たす3名以上で構成し、主管加盟団体長が委嘱した者</p> <p>①スノーボードA級検定員又はスノーボードB級検定員資格が有効な者</p> <p>②スノーボードA級検定員1名以上、本連盟教育本部専門委員・スノーボード技術員1名以上を含める</p> <p>(実施回数、会期)</p> <p>第20条 準指導員検定会は、同一年度内において、実技テストと理論テストを1回ずつ実施することを原則とし、受検者数の多いときは回数を増やすことができる。</p> <p>2 同一年度内の受検は、各加盟団体での合同開催又は他の加盟団体へ委託の場合も含めて、1回限りとする。</p> <p>3 会期は、2日間を原則とし、諸事情により変更することができる。</p> <p>(検定基準・実施要領)</p> <p>第21条 準指導員検定会は、スノーボードの実技テスト及び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第22条 準指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) 受検する年度の4月1日時点で18歳以上</p>	<p>文言修正</p>
---	---	-------------

<p>(1) 受検する年度の4月1日時点で18歳以上</p> <p>(2) 受検する年度の前年度までに、スノーボード級別テスト1級(スノーボードプライズテストを含む。)に合格した者</p> <p>(3) 加盟団体が主催する養成講習を、準指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書によって証明された者</p> <p>2 前項第3号の養成講習については、基礎理論4時間、指導実習2時間、実技実習12時間とし、修了した養成講習の有効期間は翌年度までとする。</p> <p>3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。</p> <p>(受検手続)</p> <p>第23条 準指導員検定会を他の主管加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第24条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果の報告)</p> <p>第25条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長へ報告する。</p> <p>2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第26条 日本スノーボード協会又は日本プロスキー教師協会のスノーボード指導者が本連盟のスノーボード準指導員資格を希望する場合は、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スノーボード準指導員の資格を取得することができる。</p> <p>2 各団体の公認資格は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 日本スノーボード協会(J S B A) B級インストラクター</p> <p>(2) 日本プロスキー教師協会(S I A) スノーボード・ステージII</p> <p>3 提出方法は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に既得資格のライセンス証(写)を添付して、所属加盟団体経由で、本連盟に提出する。</p> <p>(2) 本連盟への提出期限は、3月31日(土日祝日の場合は前営業日)とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定める。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第27条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成10年10月5日 制定</p> <p>平成12年9月20日 改正</p> <p>平成13年9月28日 改正</p> <p>平成14年6月28日 改正</p> <p>平成14年11月5日 改正</p> <p>平成15年6月27日 改正</p> <p>平成16年6月25日 改正</p> <p>平成17年6月15日 改正</p> <p>平成18年11月1日 改正</p> <p>平成19年7月5日 改正</p> <p>平成23年9月20日 改正</p>	<p>(2) 受検する年度の前年度までに、スノーボード級別テスト1級(スノーボードプライズテストを含む。)に合格した者</p> <p>(3) 加盟団体が主催する養成講習を、準指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書によって証明された者</p> <p>2 前項第3号の養成講習については、基礎理論4時間、指導実習2時間、実技実習12時間とし、修了した養成講習の有効期間は翌年度までとする。</p> <p>3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。</p> <p>(受検手続)</p> <p>第23条 準指導員検定会を他の主管加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第24条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果の報告)</p> <p>第25条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長へ報告する。</p> <p>2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。</p> <p>(特別推薦による合格)</p> <p>第26条 日本スノーボード協会又は日本プロスキー教師協会のスノーボード指導者が本連盟のスノーボード準指導員資格を希望する場合は、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部長の承認を得て手続後、スノーボード準指導員の資格を取得することができる。</p> <p>2 各団体の公認資格は以下のとおりとし、<u>資格の状態は有効でなければならない。</u></p> <p>(1) 日本スノーボード協会(J S B A) B級インストラクター</p> <p>(2) 日本プロスキー教師協会(S I A) スノーボード・ステージII</p> <p>3 提出方法は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に既得資格のライセンス証(写)を添付して、所属加盟団体経由で、本連盟に提出する。</p> <p>(2) 本連盟への提出期限は、3月31日(土日祝日の場合は前営業日)とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定める。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第27条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成10年10月5日 制定</p> <p>平成12年9月20日 改正</p> <p>平成13年9月28日 改正</p> <p>平成14年6月28日 改正</p> <p>平成14年11月5日 改正</p> <p>平成15年6月27日 改正</p> <p>平成16年6月25日 改正</p> <p>平成17年6月15日 改正</p> <p>平成18年11月1日 改正</p> <p>平成19年7月5日 改正</p> <p>平成23年9月20日 改正</p>	<p>教育本部理事会承認を教育本部長承認とした。</p> <p>資格は有効でなければならないことの明確化</p>
--	--	--

平成 25 年 8 月 9 日 改正	平成 25 年 8 月 9 日 改正	
平成 26 年 4 月 15 日 改正	平成 26 年 4 月 15 日 改正	
平成 26 年 7 月 15 日 改正	平成 26 年 7 月 15 日 改正	
平成 29 年 7 月 15 日 改正	平成 29 年 7 月 15 日 改正	
令和 2 年 11 月 6 日 改正	令和 2 年 11 月 6 日 改正	
令和 3 年 9 月 27 日 改正	令和 3 年 9 月 27 日 改正	
令和 5 年 7 月 5 日 改正	令和 5 年 7 月 5 日 改正	
令和 6 年 4 月 12 日 改正	令和 6 年 4 月 12 日 改正	
	<u>令和 7 年 5 月 29 日 改正</u>	